

社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会
感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針

山鹿市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護保険事業・障がい福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）における感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針を、次のとおり定める。

1. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

利用者の居宅や事業所における感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2. 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための体制

(1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の対策のために、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の委員は、別紙に定める者とする。

(3) 委員会は委員長が召集し、概ね3か月に1回、定期的開催するほか必要時に応じて開催し、検討結果を職員に対して周知徹底する。

(4) 委員会には感染対策担当者を1名置き感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための具体策を作成し、委員会に提案し記録する。

(5) 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

①感染症及び食中毒の予防

②事業所内感染対策の立案

③指針・マニュアル等の作成

④感染対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施

⑤新規利用者の感染症等の既往の把握

⑥利用者・職員の健康状態の把握

⑦感染症及び食中毒発生時の対応及び報告

⑧各事業所での感染対策実施状況の把握及びその評価

⑨委託業者(清掃)への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底

(6) 委員会は職員に対して、感染対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした以下の研修を行う。

①新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。

②全職員を対象に、研修を年2回行う。

(7) 委員会は、全職員を対象に感染症が発生した場合を想定し役割分担の確

認や感染症等防止対策をした状態でケアの演習等の訓練を年2回行う。

3. 平常時の衛生管理

(1) 事業所内の衛生管理として感染症等の防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

(2) 職員は、標準的な感染症等対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがい、必要に応じてマスクの着用を行う。

(3) 介護職員等の感染症等の対策として、以下の事項を徹底する。

①食事介助の前に、必ず手洗いを行う。特に、排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行い、介護職員等が食中毒病原体の媒介者とならない様に注意を払う。

②排泄介助（おむつ交換を含む）は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1ケアごとに取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。

③膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿を廃棄するときは使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿バックを取り扱う。

④喀痰吸引の際は飛沫や接触による感染に注意し、チューブの取り扱いには使い捨て手袋を使用する。

⑤血液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないように必要に応じて使い捨て手袋を使用する。

(4) 職員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、次に掲げる利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、事業所内で協議し必要に応じて主治医などに知らせる。

<注意すべき症状>

主な症状	要注意のサイン
発熱	<ul style="list-style-type: none">・ぐったりしている、意識がはっきりしない、呼吸がおかしいなど全身状態が悪い・発熱以外に、嘔吐や下痢などの症状が激しい
嘔吐	<ul style="list-style-type: none">・発熱、腹痛、下痢もあり、便に血が混じることもある・発熱し、体に赤い発疹も出ている・発熱し、意識がはっきりしていない
下痢	<ul style="list-style-type: none">・便に血が混じっている・尿が少ない、口が渇いている

咳、咽頭痛・鼻水	・熱があり、たんのからんだ咳がひどい
発疹(皮膚の異常)	・牡蠣殻状の厚い鱗屑が、体幹、四肢の関節の外側、骨の突出した部分など、圧迫や摩擦が起こりやすいところに多く見られる。非常に強いかゆみがある場合や、まったくかゆみを伴わない場合がある。

4. 感染症や食中毒の発生時の対応

(1) 感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には以下の手順に従って報告する。

①職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者と職員の症状の有無（発生日時を含む）について、支所統轄又は管理者に報告し事業課長又は介護保険係長へ報告する。

②事業課長又は介護保険係長は、支所統轄から前記の報告を受けた後、支所統轄を通じて事業所内の職員に必要な指示を行う。

(2) 職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

①発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることが無いよう、特に注意を払うこと。

②感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。または訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。

③必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び指示を受けること。

(3) 感染症、食中毒が発生した場合は、利用者の主治医、保健所、行政等の関係機関に報告し、対応方法の指示を仰ぐ等、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、利用者家族、関係機関への情報提供と状況の説明を行う。

(4) 次のような場合、迅速に保健所及び山鹿市への報告を行う。

①同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

②同一の感染症もしくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

③①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症の

発生が疑われ、特に本会の会長が報告を必要と認めた場合

5. その他

- (1) 指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は委員会において、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 指針は誰でも閲覧できるよう事業所に備え置くとともに、法人ホームページにも公開する。

附 則

この指針は、令和6年3月1日より施行する。